

令和4年11月9日

お客さま各位

川之江信用金庫

残高1万円未満の預金口座解約時手続きにおける「印鑑不要化」について

平素より川之江信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和5年4月3日より、個人および個人事業主のお客さまを対象に、預金残高10,000円未満の口座解約手続きの際、印鑑を紛失された場合に、口座解約名義ご本人様来店に限り、ご通帳および本人確認書類のご提示により、お届出印の押印を不要とし、署名のみで解約できるよう手続きを簡素化いたします。

当金庫では、これからも質の高い金融サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象となるお客さま	・個人、個人事業主
対象となる預金種類	・普通預金（総合口座、決済用普通預金口座、通帳レス口座を含む。）、 納税準備預金、貯蓄預金
対象となる要件	・当該口座残高が10,000円未満の場合
ご提示いただくもの	・ご通帳（通帳レス口座の場合はスマホ画面の提示） <u>※キャッシュカードを発行されている場合は、キャッシュカードも併せてご提示ください。</u> ・顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
取扱店舗	・全営業店窓口
その他注意事項	・口座残高が10,000円以上ある場合は、本件「印鑑不要化」の対象外です。 ・カードローン返済口座等、お取引の内容によって印鑑レス解約のお手続きができないことがあります。 ・通帳、キャッシュカードを紛失されている場合には、別途、 <u>押印を要するお手続きが必要</u> です。
解約金の取扱い	・現金支払いまたはご本人口座へ振込み (手数料がかかる場合があります。)
取扱開始日	・令和5年4月3日（月）

以上